

20 食品群への原料原産地表示の義務づけの検討経過

第3回共同会議(平成15年2月18日)

加工食品の原料原産地表示制度について検討開始。

事務局より、

- ① 加工食品の原材料の表示の現状、
 - ② 個別の品質表示基準により原料原産地表示が義務付けている8品目に関し、平成12年3月に取りまとめられた報告書「原料原産地表示のあり方」のポイント、
 - ③ 今後の検討にあたり、留意すべき事項
- の説明が行われた。

【主な配布資料】

- ・資料3「加工食品の原料原産地表示の現状について」
- ・参考資料1「原料原産地表示のあり方」(平成12年3月16日、加工食品の原料原産地表示検討会報告)

第5回共同会議(平成15年4月25日)

- ① JAS法における生鮮・加工の分類をどのように考えるか、
- ② 生鮮・加工の境界的な食品について原料原産地表示をどのように表示すべきか、
- ③ より加工度の高い一般の加工食品に関する原料の原料原産地の表示についてどのように考えるか

について、意見交換を行った。

また、水産加工品の原料原産地検討状況を報告(水産庁)及び刺身盛り合わせについて参考人から説明があった。

【主な配布資料】

- ・資料1「本日議論していただきたい事項」

第6回共同会議(平成15年5月28日)

前回までの議論を踏まえて、①全ての加工食品を対象とすべきか、②対象品目の選定方法について、従来どおり個別品目ごとに検討し、追加する方法又は一定基準を満たす品目群をまとめて検討する方法のいずれが適切か、③選定基準について、現行の表示対象品目選定の考え方について、見直す必要があるかについて意見交換を行った。

また、冷凍食品、豆腐、漬物について参考人から説明があった。

【主な配布資料】

- ・資料1「加工食品の原料原産地表示について」

第7回共同会議（平成15年6月25日）

前回の議論を踏まえて、全ての加工食品を対象とする必要はなく、一定の考え方に従って表示対象となる商品を選定し、また、個別の品目ではなく、一定基準を満たす品目群をまとめて検討対象とする方法が適切とされたことから、食品の表示に関する共同会議における「一定の考え方」について、①義務表示の基本原則、②任意表示の基本的考え方、③義務表示の表示方法等について意見交換を行った。

【主な配布資料】

- ・資料1 「加工食品の原料原産地表示について（その3）」

第8回共同会議（平成15年7月25日）

「加工食品の原料原産地表示に関する今後の方向」報告書とりまとめ案が示され、意見交換を行った。

その中で、①トレサビリティシステムの進捗状況と食品の表示の関係性について触れておくべき、②義務表示対象品目の選定要件のについては、「客観的に」判断される必要があることを明示すべき、③義務表示が必要となるは、任意表示のみでは消費者が欲しい必要な情報が提供されない場合があり、必要となるという趣旨に修正すべきなどの意見があり、報告書に反映、とりまとめられた。

【主な配布資料】

- ・資料1 加工食品の原料原産地表示に関する今後の方向」報告書（案）

8月6日 「加工食品の原料原産地表示に関する今後の方向」報告書についてのパブコメ募集（8/6～9/5）

第11回共同会議（平成15年11月12日）

事務局より、「加工食品の原料原産地表示に関する今後の方向」報告書についてのパブコメ募集結果公表（意見総数：125件）について説明がされるとともに、「品目群リスト」（案）について、意見交換を行った。

「品目群リスト」（案）については、別紙1の食品以外で比較的加工度が低い食品について、別紙2の食品の選定基準について、先行して原料原産地表示を義務付けられている8品目の今後の扱い等について質問があり、事務局から、公開ヒアリングの場でも議論していただきたい旨等の説明がされた。

【主な配布資料】

- ・参考資料2 「原料原産地表示を義務付けるべき加工食品の具体的品目（案）の公表等について（プレスリリース案）」
- ・参考資料3 「加工食品の原料原産地表示に関する今後の方向」報告書についての意見募集（パブリックコメント）の結果について」

11月12日 「品目群リスト」についてのパブコメ募集（11/12～12/24）及び公開ヒアリング開催通知（12/15～2/3）

第13回共同会議（平成16年2月25日）

「品目群リスト」についてのパブコメ募集公開ヒアリングの結果（意見総数：357件）に基づき、論点を整理し、義務対象品目の選定について、①品目群リストの別紙1（品質要件を満たすと考えられる品目群）に加えるべき品目、排除すべき品目はあるか、②別紙2（別紙1に準ずる品目）の品目ごとの扱いをどうするか、また、加える品目はあるか、③報告書に示された表示方法について、見直す必要があるか等について、意見交換を行った。

【主な配布資料】

- ・資料2 原料原産地表示の義務表示対象品目の選定等について（案）

第14回共同会議（平成16年3月25日）

前回の議論を踏まえ、「品目群リスト」についての意見募集結果に対する考え方を整理し、義務表示対象品目（案）について、品目横断的な整理の考え方の中での個別品目の扱い等の意見交換を行った。

【主な配布資料】

- ・資料1 「加工食品の原料原産地表示 義務対象品目の決定について（案）」
- ・資料2 「意見の概要及び共同会議としての考え方（案）」
- ・資料3 「原料原産地名の表示方法（案）」

第15回共同会議（平成16年4月28日）

事務局より、品目横断的な整理の考え方の説明及び加工食品品質表示基準の一部改正案を提示し、了承された。

【主な配布資料】

- ・資料4-1 「加工食品品質表示基準の改正のポイント」
- ・資料4-2 「加工食品品質表示基準の一部改正新旧対照表（案）」
- ・参考資料1 「表示対象となる品目の例」
- ・参考資料2 「加工食品品質表示基準における整理の考え方」

5月26日 加工食品品質表示基準の一部改正案に対するパブコメ募集
(5/26~7/23)



平成16年6月18日 WTO通報 (6/18~8/31)



平成16年9月3日 JAS調査会総会
(加工食品品質表示基準の一部改正案決定)



平成16年9月14日 加工食品品質表示基準の一部改正、官報告示

① 果実飲料

農業生産者	青森県農民運動連合会(平成16年9月) 財団法人青森県りんご協会(平成17年5月)
地方自治体	山梨県(政策提案)(平成17年4月) 青森県(政策提案)(平成17年10月)

② 野菜飲料

農業生産者	青森県農民運動連合会(平成16年9月)
-------	---------------------

③ 緑茶飲料

農業生産者	社団法人日本茶業中央会(平成17年7月)
地方自治体	京都府(政策提案)(平成17年6月、11月) 鹿児島県・鹿児島県開発促進協議会(平成17年11月) 静岡県議会(平成17年10月)

④ 豆腐・納豆

消費者	北海道消費者協会(平成17年10月)
農業生産者	北海道農業協同組合中央会(平成16年9月、平成17年9月)

⑤ 加糖あんを原料とする食品(あんパン等)

消費者	消費者の部屋(平成17年4月)
農業生産者	北海道農業協同組合中央会(平成16年9月、平成17年9月)
あん製造業者	あん製造業者(平成17年8月)
地方自治体	北海道農政部(提案書)(平成17年6月)

⑥ もち(もち米粉を原料とするもの)

もち製造業者	全国もち工業協同組合(平成17年3月)
--------	---------------------

⑦ 惣菜(おでん種大根等)

農業生産者	直接来課(平成17年2月)
地方自治体	鳥取県(政策提案)(平成17年5月)

⑧ 牛肉加工品(ハンバーグ、メンチカツなど)

消費者	消費者の部屋(平成17年4月他) 食品表示110番(平成17年5月他) リスクコミュニケーション(平成17年5月)
農業生産者	農民運動全国連合会・畜産農民全国協議会(平成17年1月、3月)

⑨ 冷凍食品(フライ種)

地方自治体	岩手県(政策提案)(平成17年4月、6月)
-------	-----------------------

⑩ 昆布加工品(昆布巻きなど)

消費者	北海道消費者協会(平成17年10月) 釧根消費者協会連合会(平成17年11月)
漁業生産者	北海道漁業協同組合長会議・北海道漁業協同組合連合会(平成17年7月)
地方自治体	岩手県(政策提案)(平成17年4月、6月) 北海道水産林務部(平成17年4月)

⑪ のりを使用した食品(おにぎりなど)

流通加工業者	全国海苔問屋協同組合連合会・全国海苔入札問屋組合協議会・全国加工海苔協同組合連合会・韓国海苔輸入問屋協同組合(平成16年11月)
地方自治体	佐賀県(政策提案)(平成17年11月)

〔平成十七年六月二日衆議院農林水産委員会（提案（自）、（民）、（公）、（共）、（社）全会一致可決）〕

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、公益法人改革を推進し、消費者の合理的な選択に資するよう、左記事項の実現に努めるべきである。

記

- 一 新たな制度への円滑な移行が図られるよう、製造、加工等関係事業者や消費者に対し、流通の方法についての基準を内容とするJAS規格の制定や登録認定機関制度の改善など、制度の十分な普及啓発に取り組むこと。
 - 二 登録認定機関が行う認定の信頼性を確保するため、登録後の登録基準への適合命令及び業務改善命令等の措置を適時適切に発動すること。また、登録外国認定機関については、現地調査を実施するなど適正な審査・監督を行うこと。
 - 三 有機農産物に係る登録認定機関の登録に当たっては、新たな登録基準について十分な周知徹底を行うとともに、生産農家の実態を踏まえ、有機農業の振興に支障が生ずることのないよう適切に運用すること。
 - 四 消費者の立場に立ったわかりやすい食品表示を実現するため、製造・流通の実態や消費者の関心等を踏まえ、加工食品の原料原産地表示の義務付け対象範囲の拡大を検討するなど、食品の表示基準の適切な見直しを行うこと。また、外食に対する消費者の信頼が確保されるよう、外食における原料原産地等の表示の在り方を速やかに検討すること。
 - 五 食品の適正な表示を確保するため、食品表示の科学的な検証技術の確立及び活用を図るとともに、消費者の協力を得つつ日常的な監視を充実させるなど、食品表示の監視指導体制の整備に努めること。
- 右決議する。

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、国民から信頼されるJAS制度を構築するため、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 新たな制度への円滑な移行が図られるよう、製造、加工等関係事業者や消費者に対し、「流通の方法についての基準」を内容とするJAS規格の制定や登録認定機関制度の改善など、制度の十分な普及啓発に取り組むこと。また、I種格付制度の廃止に当たっては、既存の制度利用者に支障を来たすことのないよう十分配慮すること。

二 JASマークが商品選択の手段として消費者に積極的に利用されるよう、規格内容の浸透に努めるとともにマークの在り方を検討すること。

三 JAS規格の制定・見直しや個別品目の品質表示基準における名称規制等の検討に当たっては、消費者及び業界関係者の意見を十分聴取し、製造・流通・消費の実態等に的確に対応するよう配慮すること。

四 登録認定機関が行う検査・認定の信頼性及び公正性を確保するため、登録後の登録基準への適合命令及び業務改善命令等の措置を適時適切に発動すること。また、登録外国認定機関については、現地調査を実

施するなど適正な審査・監督を行うこと。

五 有機に係る登録認定機関の登録に当たっては、新たな登録基準について十分な周知徹底を行うとともに、生産農家の実態を踏まえ、有機農業の振興に支障が生ずることのないよう適切に運用すること。また、有機農業が環境保全機能を有し循環型社会の基盤を形成する持続的な農法であることや有機食品の輸入が増加傾向にあることにかんがみ、国内の有機JAS認証取得の向上及び有機農業振興に向けた必要な支援措置を講ずること。

六 消費者の立場に立ったわかりやすい食品表示を実現するため、製造・流通の実態や消費者の関心等を踏まえ、加工食品の原料原産地表示の義務付け対象範囲の拡大を検討するなど、食品の表示基準の適切な見直しを行うこと。また、外食に対する消費者の信頼が確保されるよう、外食における原料原産地等の表示の在り方を速やかに検討すること。

七 食品の適正な表示を確保するため、食品表示の科学的な検証技術の確立及び活用を図るとともに、消費者の協力を得つつ日常的な監視を充実させるなど、食品表示の監視指導体制の整備に努めること。

右、決議する。